

「破産会社の取締役による保険 事故招致と保険者の免責」

——大阪高裁平成11年9月30日判決——

福 島 雄 一

本稿は、破産宣告後の取締役が保険事故招致をした大阪高裁平成11年9月30日判決を検討する。それは、通常、保険約款によって取締役の保険事故招致は保険者免責とされているが、会社破産後の取締役が、この免責約款の取締役の文言に当たるのかという問題である。より一般的な問題としては、商法641条後段の保険契約者や被保険者以外の第三者の誰の保険事故招致が、いかなる理由で保険者の免責をもたらすのかという保険事故招致者の範囲に関する問題に関係する。以下では、まず本件事案の概要にふれる。

(1) 本件判決の概要

大阪高裁平成11年9月30日判決（金融・商事判例1078号18頁、判例タイムズ1031号203頁、判例時報1707号171頁）

（事実の概要）

有限会社AとY保険会社は、平成元年6月16日に、保険金額3000万円、一時払い保険料42万5700円、保険の目的をA会社の店舗・事務所、被保険者をA会社という内容の火災保険契約を締結した。そして、X信用組合は、昭和60年3月25日に、A会社と信用組合取引契約を締結し、平成元年7月7日、A会社は、

この契約によってX信用組合に現在及び将来負担する債務極度額4億8000万円を担保するために、A会社がY保険会社と契約した火災保険契約による債権に質権を設定し、Y保険会社の承諾も得た。

X信用組合は、平成4年6月30日に、A会社に4億1000万円を貸し付けた。平成5年7月23日、A会社は、大阪地方裁判所で破産宣告を受け、B破産管財人が選任された。

さらに、本件火災保険契約の目的である建物が、平成6年3月31日に火災により全損した。そこで、X信用組合は、A会社に対し、貸金のうち4億716万4615円の残元本債権を有し、平成8年2月28日に質権に基づいてY保険会社に対し保険金3000万円の支払を要求した。

Y保険会社は、本件火災の原因が、本件火災保険契約の保険契約者かつ被保険者であるA会社の代表取締役であった亡Cの放火によるものであるとして、火災保険普通保険約款2条1項(1)により、Y保険会社は保険金の支払義務を負わないとして、支払を拒否した。この約款は、「保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）」の故意、重過失による損害を免責と定めている。

これに対して、原審である平成9年1月20日大阪地裁判決（金融・商事判例1078号22頁）は、本件火災がA会社の代表取締役であった亡Cの放火によるものであることを認定した。そして、破産宣告後の代表取締役が、約款所定の「保険契約者、被保険者の法定代理人」にあたるのかという点に関して、会社は破産宣告を受け解散するがなお破産の目的の範囲内で会社は存続し、破産管財人の権限も破産財団の管理処分に限られ、それ以外の破産会社の行為は取締役が執行するといひ、「問題は破産宣告によって従前の取締役は当然に退任するかどうかであるが、会社と取締役との間の法律関係は委任であるから、民法六五三条によると委任者である会社が破産した場合には委任は終了することに

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

なる。」とする。その理由は、破産管財人が破産会社の財産の管理処分権を有するので委任の目的達成が不可能となるためであるとするので、したがって、「破産会社の財産の管理処分以外の事務については当然に会社と取締役間の委任関係は終了せず、従前の取締役がその事務の遂行にあたと解される。」という。さらに、「取締役には、会社を破産に至らしめた責任が問われるべきであり、その意味からも破産会社の財産の管理処分以外の事務については従前の取締役に遂行させるのが妥当である。」とする。また、取締役は会社破産により当然退任するという考え方については、「破産会社の取締役を選任する必要があるが、破産会社の取締役に就任する者を見つけることは至難であり、破産会社の財産管理処分以外の事務についてそれを行う者がいないこととなるおそれが大であり、不都合である。」と批判する。

以上から、亡Cは、A会社が破産宣告を受けた後にも取締役の地位を失わず、本件の約款の「保険契約者、被保険者の法定代理人」といえると結論し、本件火災はその者による故意の事故招致なので保険者は免責されるとした。

(本件判決) 原判決変更・上告

判決はまず、会社と取締役の間の委任関係とその終任について、「判例(裁判昭和四三年三月一五日・民集二二巻三号六二五頁)に示された見解によると、会社と取締役との間の関係は委任に関する規定に従うべきところ、民法六五三条によれば、委任は委任者または受任者の破産によって終了するのであるから、取締役は会社の破産により当然取締役の地位を失うことになる。」とし、「このように取締役を退任した亡甲田は、形式的な意味で右約款の規定する取締役に該当しない。」という。一方で、「しかし、会社の破産によっても取締役は当然には退任しない、あるいは退任するとしても破産手続上あるいはそれに関連する商法等の規定により破産者または取締役がすべきものと定められている限られた事項(破産法一一二条、二二二条一項、二四一条一項、二九〇条、商法三八三条等)については、その限度で、従前の取締役が、改選されない限りその

まま会社の機関を構成し取締役としての地位を保持すると解する見解等も有力に表明されているところである。」と別の立場をも紹介する。

そして、判決は本件事件の解決のスタンスに関して、「本件の問題は、結局のところ、本件免責条項が破産宣告前の取締役の故意により生じた損害にも免責を認める趣旨のものであるかどうかというところにあり、必ずしも会社の破産と取締役の地位の消長に関する問題と完全に連動すべきものではなく、かえって、右約款の趣旨ないし右約款により保険契約を締結した当事者の意思解釈の問題でもある。」と指摘し、さらに、「本件免責条項は、商法六四一条の規定を補完する趣旨の規定と解されるどころ、その実質的根拠は、保険契約者または被保険者あるいはこれらの者の法定代理人は、自らの意思で保険契約の締結、変更あるいは終了に関わり、また通常被保険物を所有管理し保険の利益を受ける立場にあるから、これらの者が自ら重く非難されるべき行為で保険事故を招致した場合にまで損害のてん補を認めると、保険契約当事者間の信義則あるいは公序良俗に反することになり、また、保険金目当ての事故を誘発するおそれがあるが適当ではないということ等にあると考えられる。」と、その趣旨を述べる。

そして、これに関して本件で問題になっている取締役については、「保険契約者または被保険者が会社の場合には、取締役は会社の意思決定に自ら関わり、または業務執行に関わり、あるいは少なくともこれを監視し、更にはこれらを通じて保険の目的の維持管理（いわゆる危険管理を含む。）に関わり、通常は保険の利益を受けるとも考えられる点で、保険契約者、被保険者またはその法定代理人とほとんど同視できる立場にあるから、取締役が招致した損害について一定の限度で免責されるものとするに合理的理由がないとはいえない。」といい、「したがって、本件免責条項では、免責の対象となる損害を発生させた取締役が右のように保険契約者に関わり得る者であり、あるいは保険の目的を維持管理すべき立場にあり、保険の利益を受ける者であることが基本的な前提とされていると解することができる。」と、本件免責約款における取締役の

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」（福島 雄一）

意義について説明する。

しかし、本件のような破産のケースでは、「会社は破産により解散し、その法人格は破産による清算の枠内で存続するに過ぎないことになるのであり、会社は本来の業務を遂行することができなくなる。また、会社財産は破産財産に組み込まれその管理処分権は破産管財人に専属することになる。したがって、従前の取締役は、会社の破産により当然退任すると解する場合はもとより、前記のような限られた限度で取締役の地位を保持すると解する場合にも、会社本来の業務の執行に関わり、あるいは会社財産の維持管理ないし処分に関わる余地はなくなる。」と述べる。

したがって、「従前の取締役は、会社の破産によっても当然にはその地位は失わないと解するとしても、本件免責条項が前提とする前記のような取締役とはその性格が著しく異なるものになるとともに、取締役という言葉で普通に理解される立場の者とも著しく異なるものになるのであるから、保険契約の当事者の意思は、このような従前の取締役は、本件免責条項に規定する取締役には該当しないとするとところにあると認めるのが相当である。」と結論する。

保険事故の誘発の懸念に関して、判決は、「従前の取締役についても、破産債権者等にできるだけ多くの弁済をしたいと望む状況には変わりがないという面もあり、放火等の保険事故を誘発するおそれがある」としながらも、「保険契約関係に利害を持つ者がいる状況は右のような場合のほかにも様々に想定できるのであるから、本件免責条項の解釈について右のような観点を重視することは相当でない。」とする。

以上のような理由から、判決は、被控訴人の主張を退け、火災当時の建物の価額に関して、原判決を変更して、原告Xに対して、2369万5000円の支払を命じた。

(2) この問題に関連する判例

以下では、本件で問題となっている免責約款について、法定代理人または会社の機関の保険事故招致が問題となった主な事件を概観する。本稿で検討する会社破産後の取締役による事故招致と同様の先例はないが、免責約款の法定代理人または会社の機関による事故招致についてこれまで下された主な先例をさかのぼって検討することで、問題解決のための理論の変遷・経緯やヒントを得ることができる。時代や事例によって、法定代理人または会社の機関による事故招致が、それぞれどのような理論によって解決されてきたのか、あるいは、位置づけとして、本稿の問題が、どのような傾向・問題状況の中にあるのかわかる。それぞれ、産業組合の専務理事、未成年者、会社代表者、代表取締役、取締役、実質上の経営者による事故招致が問題とされた事例である。

(判例1) 大審院昭和7年9月14日判決(民集11巻1815頁)

(事実の概要)

X産業組合は、昭和3年4月12日及び12月29日、X産業組合所有の建物とその建物内にある物品について、Y保険会社との間に火災保険契約を締結した。昭和4年2月15日、当時X産業組合の専務理事であったAは、組合の金員を費消した犯行が発覚することを恐れ、その犯跡を隠蔽するために、放火により、保険の目的たる物件を焼失せしめた。

以上の事実関係に基づき、X産業組合は、Y保険会社に対して当該火災保険契約に基づき保険金の支払を求めた。しかし、本件火災がX産業組合の専務理事Aの放火によるものであるので、本件の火災損害はすなわち保険契約者兼被保険者たるX産業組合の悪意により生じた損害であることを理由に、Y保険会社は、保険金の支払義務を負わないとして支払を拒んだ。

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

(判決) 上告棄却

凡ソ法人ハ理事其ノ他ノ代表機関構成者タル自然人ヲ通シテ行動スヘキカ故ニ是等機関構成者ノ行動ハ法律上当然法人自身ノ行為タルヘシト雖法人ハ其ノ目的ヲ中心トスル人格者ナリト解スルヲ相当トスヘキヲ以テ理事其ノ他ノ代表機関ノ行為カ法人自身ノ行為タルニハ是等ノ者ノ行為カ其ノ法人ノ目的範囲内ニ於テ其ノ職務執行行為ニ属スル場合ニ限ルヘク若シ否ラスシテ是等機関構成者ノ行為ト雖専ラ個人タル資格ニ於ケル行為タル以上之ヲ目シテ法人自身ノ行為ナリト解スヘカラサルコト亦極メテ明白ナリトス本件ニ於テ被上告組合(X産業組合)カY会社トノ間ニ火災保険契約ヲ締結シタルトコロ右組合ノ専務理事西村志津馬(A)ニ於テ自己ノ組合ニ対スル犯行ノ発覚センコトヲ虞レ専ラ自己ノ犯跡ヲ隠蔽スル目的ヲ以テ其ノ保険ノ目的物ニ放火シ以テ保険事故ヲ招致セシメタリトノ事実ハ原審ノ確定セルトコロナリ然ラハ右専務理事(A)ノ行為ハ其ノ法人タル被上告組合(X産業組合)ノ目的遂行ノ為其ノ職務ノ執行行為トシテ為シタルニ非ス専ラ個人タル資格ニ於ケル行為ニ属スルモノト云フヘク從テ同人ノ保険事故招致行為ハ之ヲ保険契約者兼被保険者タル被上告組合(X産業組合)ノ行為ト目スルニ由ナク前示商法第三九六(註、現在の商法641条に当たる)並ニ之ト同一内容ヲ定メタル本件保険約款第一七条ニ所謂保険契約者タル被上告組合(X産業組合)ノ悪意ニ因リ招致セラレタルモノト解スルヲ得ス」

この大審院昭和7年9月14日判決は、産業組合の専務理事の放火の事例であり、専務理事が自らの犯罪行為の隠蔽のために放火をしたものである。専務理事の事故招致行為が法人の目的遂行のための職務執行としてなされたのではなく、個人の資格でなされた事を理由に、保険者の免責を認めなかったケースである。

この事例は、現行約款とは異なり、法人の機関による保険事故招致について、約款上明確な規定をもっていなかった時代のものである。自然人と違い、機関

の行為がなければ業務をなし得ない法人について、法人の機関が事故招致を行った場合に、保険者が免責されるのかがはっきりしないという背景のもとで、この大審院判決が出され、後に、現行の約款の体裁を整えることとなった。

この判決に関しては、「その結論は別として、その理由とするところについては、これに賛同する学説はほとんどないといってよい。」(註1)とする評価がある。そのような評価の理由として、1つには、判決の論理が民法44条の法人の不法行為責任を類推しているとし、「法人がいかなる場合に第三者に対して責任を負うかということと、保険者に対して保険金請求ができるかということは本来別の問題のはずである」とし、2つに、法人は代表機関によって保険契約を締結し、代表機関を通して継続的な保険関係に立つのだから、「代表者の主観的意図に関係なく代表者の行為について保険契約者としての法人の行為を判断する他はない」とし、3つに、判決の考え方では、機関の事故招致はいつでも法人の事故招致とは同視できず、保険制度が悪用される心配があるという(註2)(註3)。

(判例2) 大審院昭和18年8月9日判決(法律新聞4851号5頁)

(事実の概要)

未成年者であるAを保険契約者とし、その所有である西宮ダンスホールを被保険物件として、その後見人たる上告人Yを法定代理人として、その法定代理人たる資格に基づいて4つの保険会社と火災保険契約を締結した。そして、上告人Yは、被保険物件について、第三者を教唆して放火をなさしめた。

原審は、この建物の焼失の結果、上告人Yが保険金を受領した事実は、詐欺取財罪を構成し、私訴判決においても、詐欺取財罪を原因とする損害賠償を命じた。

これに対して、上告人Yは、仮に上告人Yが他人を教唆して火災を起こしたとしても、上告人Yの行為は被後見人Aにその責任が及ぶものではなく、従っ

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」（福島 雄一）

て被後見人Aは保険会社に対して保険金の支払請求権を有し、そうであるならば、被後見人Aの代理人として保険金を受領したとしても、これは被後見人Aの権利を行使したものに過ぎないから、詐欺取財罪を構成しないと主張した。

（判決） 上告棄却

「未成年者カ契約者ト為リ保険契約ヨリ生スル権利関係ノ当事者ト為ルハ其ノ法定代理人ニ依ル契約カ本人ニ對シテ効力ヲ生シタルカ為ニシテ而モ未成年者ハ財産ヲ管理スル権能ナキヲ以テ保険ノ目的タル物又ハ被保険利益ハ法定代理人ノ管理スルトコロニ屬セシメサルヲ得ス即チ被告人ハ右重成（A）ノ判示保険ノ目的物タル建物ヲ管理シ其ノ他人ニ依リ滅失又ハ毀損セラルルヲ防止スル義務アルモノニシテ自ラ故意ニ之ヲ滅失又ハ毀損シテ保険事故ヲ発生セシムルカ如キハ其ノ法律上ノ債務ニ悖ルノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス故ニ法定代理人タル被告人ハ其ノ資格ニ於テハ保険契約ト没交渉ナル第三者ニ非スシテ却テ保険契約ノ効力ニ付未成年者タル右重成（A）ト同一ノ利害關係ヲ有シ其ノ為ニ同人ト一體ト為リテ法律上ノ債務ヲ果スベキ關係ニ在ル者ト謂フヘシサレハ斯クノ如ク保険契約者タル未成年者ト法律上一體ト觀ラルベキ法定代理人ニ於テ保険契約ノ効力ニ消長ヲ来スヘキ事故ヲ惹起シタルトキハ商法第六百四十一條ノ適用上該行為ヲ保険契約者ノ悪意行為ト同一ノ効果アルモノト看做スヲ法律ノ道義ニ照シ洵ニ相當ナリトス從テ被告人ノ判示放火教唆行為ニ因リテ生シタル損害ハ同法條ニ所謂保険契約者ノ悪意ニ因リ生シタル損害中ニ包攝セラルルモノト解スルヲ相當トスベク」といい、被告人Yには未成年者Aの法定代理人として保険金の支払を請求する権利はない、と結論している。

以上のことから、保険会社が、上告人Yが提出した保険金請求書の中の不実の記載を真実のものと誤信し、支払の義務のない保険金を支払ったといい、このような欺罔行為による誤信による各保険会社による小切手の交付を、上告人Yが騙取したものと考えた。そして、以上のような上告人Yの保険金請求は、上告人Yが被後見人Aの法定代理人として、その権利を正当に行使したとはい

えないとした。結論として、保険契約者・被後見人Aは保険金の支払を請求する権利を有するので、詐欺罪は成立しないとする上告人Yの主張は認められなかった。また、上告人Yは不法行為による騙取金額に相当する損害を保険会社に与えたので、その損害賠償を命じた原審は正当と判示した。

この大審院昭和18年8月9日判決は未成年者の法定代理人の事故招致の事例である。つまり、未成年者の法定代理人（後見人）の教唆による放火のケースであり、上告人Yが、放火教唆行為に基づいて保険会社より保険金を騙取した行為は詐欺取財罪を構成するのかという問題と保険会社に対する詐欺取財罪に基づく賠償の問題を論じた事例である。

判旨は、以下のようなロジックで、未成年者と法定代理人の同一性を肯定する。それによれば、まず、未成年者は、法定代理人の行為の効果によって保険契約の権利関係の当事者になれるし、また未成年者は財産管理をすることもできないので、被保険物件・被保険危険の管理は法定代理人に依存しなければならない。したがって、法定代理人は、保険の目的物である建物を管理して、それが他人によって滅失・毀損されるのを防止する義務があり、法定代理人自らが故意に保険事故招致をもたらすことは、法律上の責務に反するという。そして、法定代理人はその資格においては保険契約と没交渉な第三者ではなく、かえって保険契約の効力について未成年者と同一の利害関係を有し、そのため未成年者と一体となって法律上の債務を果たすべき関係にある者であり、保険契約者たる未成年者と法定代理人が一体であると解して、法定代理人の行為を商法641条の保険契約者の悪意の行為と同一の効果があると結論する。

本件については、例えば、竹濱教授は、本判決の評価として、「第六四一条後段の原則上、保険契約者、被保険者以外の第三者の悪意・重過失による保険事故招致が保険者免責になる場合のあることを明示的に認めた点で注目すべきである。」とし、「とくに、被保険者自身に何ら責に帰すべき事由（故意・過失）なくして保険者免責を肯定している点が注目される。」とする（註4）。しかし、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

判決の述べる法定代理人の事故招致による保険者免責の根拠について、「法定代理人は財産を管理する義務を未成年者に対して負っているのであって、保険者に対して負っているのではない。したがって、この義務を負っているために保険契約の効力について未成年者と同一の利害関係を有するという理論は正当ではない。」と批判される(註5)。

(判例3) 浦和地裁平成9年9月3日判決(判例タイムズ956号252頁)

(事実の概要)

X有限会社は、Y保険会社との間で、平成4年10月29日、X経営の店舗(スナックカラオケボックス)に、設備・什器一式を保険の目的とし、保険金額3000万円とする積立動産総合保険と、平成5年10月29日、商品を保険の目的とし、保険金額500万円とする店舗総合保険をそれぞれ締結した。平成6年4月1日午前4時50分頃、本件店舗で火災が発生し、保険の目的物を焼失した。そして、X有限会社は、Y保険会社に対して、本件保険契約に基づき3987万7708円の支払を求めた。

これに対して、Y保険会社は、本件火災が、原告X有限会社代表者Aの故意又は重過失により発生したものであるとして、免責を主張した。また、本件店舗では平成3年10月16日にも火災が発生しており、その際X有限会社はY保険会社に対して、店内改装費用等を実際より高く申告し、不実申告をなしたとして免責を主張した。

本件の保険約款には、「保険契約者、被保険者、被保険者以外の保険金受取人又はこれらの者の法定代理人(これらの者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関)の故意又は過失により生じた損害については、保険金を支払わない」、「保険契約者又は被保険者が損害について故意に不実の申告をしたときは、保険金を支払わない」旨の規定があった。

(判決) 請求棄却 (控訴)

本件は放火が火災の原因と考えられたが、その放火犯の特定について、判旨は、「本件火災は、本件放火犯人が鍵（合鍵）を使用して本件店舗に侵入のうえ放火行為に及んだものと推認できるから、前記鍵の所持者について検討すべきところ、右認定の事実からすれば、前記鍵の所持者のうちで、動機の点からは、原告代表者が最も直接的な動機を有していたものと認められる。すなわち、原告の経営は、本件火災当時赤字続きで相当厳しい状態であったのであり、本件火災保険金の取得は動機として十分誘惑的でありえたものと考えられる。」といい、また、鍵の所在に関する証言の変更、本件火災当日のXの行動に関する供述の変更も、虚偽の供述が明らかになるのを恐れたり、不自然さをかくすためだと判断した。さらにその他の虚偽の供述の存在や「原告が以前にも火災事故で火災保険金を取得していることなどを総合勘案すると、本件火災は、その具体的な行為態様及び放火の実行犯は不明であるものの、鍵の所持者である原告代表者自身あるいは原告代表者から依頼を受けた第三者の故意行為により発生させられたものと認めるのが相当である。」と判断した。

この浦和地裁平成9年9月3日判決は、会社代表者による放火推認事例であり、有限会社の代表者自身または、この者から依頼を受けた第三者による故意の事故招致と判断された事例である。この判決では、会社代表者が本件免責条項の「保険契約者、被保険者、被保険者以外の保険金受取人又はこれらの者の法定代理人（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）」の文言にあたるかということは問題とされていない。本判決で問題となっているのは、主に、放火犯人は誰であるかという点であり、判決は間接事実の積み重ねにより放火犯人を認定しようとする点に特徴がある。つまり事実関係の認定の手法に問題が集中している。

したがって、本件は、事故招致をした取締役の解釈や事故招致をする第三者の範囲が直接問題にされている事例ではない。その意味では、法律問題よりも

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」（福島 雄一）

事実認定に比重があるといえる。しかし、免責約款が予定している利害対立という意味では、本稿で問題にしている法人の取締役等による故意・過失による事故招致の典型的な一事例であるといえ、ここでは会社代表者の事故招致免責が問題とされたという意味がある。

（判例4）岡山地裁平成10年5月25日判決（判例タイムズ989号240頁）

（事実の概要）

ビデオレンタル等を業とするX有限会社は、Y保険会社との間で、平成4年10月28日、保険の目的を設備・什器・商品・製品等一式とし、保険金額を什器・設備等について1700万円、商品について4800万円、臨時費用について損害保険金の30パーセントの範囲内とし、後片付費用として損害保険金の10パーセントを限度として、店舗総合保険契約を締結した。保険者の免責規定の中には、「保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害」の免責と、「保険契約者又は被保険者が損害発生の場合の前記手続（本件約款二六条一項）において、正当な理由がないのに、右提出書類につき不実の表示をしたとき」を免責とする約款条項があった。

平成5年2月1日午前3時25分頃、本件店舗に火災が発生し、中の設備機器及び商品とともに焼失した。よって、X会社は、Y保険会社に対して、当該保険契約に基づき7210万円の支払を求めた。

Y保険会社は、X会社の代表取締役Aの火災の発生原因の説明や供述内容が変遷し、整合性がなく信憑性のないことや、消火器が近くにあったのに消火活動をしなかったこと、Aが火災の火元という段ボールに関して従業員の供述と相違していること、X会社が経済的に破綻していたこと、などを根拠に、本件火災の原因が、X会社の代表取締役Aの故意又は重過失ある行為にあるとして、

故意の事故招致免責条項により保険金の支払を拒んだ。

(判決) 請求棄却 (控訴)

判決は、本件店舗南西部分から出火し、延焼拡大したことを推定し、出火の原因に関しては警察も消防署も未だ最終結論を留保しているほかないということ、原告の経済状態については、相当程度資金繰りに逼迫しており、本件保険契約の締結状況に照らせば事故招致の動機・目的を持たせる状況があったことが否定できないということ、火災発生原因の説明に関しては、Aがことさらにタバコの火の不始末で火災が発生したものと印象づけようとしているものと認められ、その説明にも疑問があるということ、鑑定結果でも不自然不合理な種々の事情があること、原告の放火によるかどうかについて重要なAの事故当夜の行動や目撃状況の説明が不自然・不合理であること、Aが初期の消火活動を行わなかったことも不可解で疑念があること、他の供述内容も一貫性を欠くことなどの理由をあげ、以下のように結論した。

「本件火災が甲野(A)の放火によるものであることを直接に証明する証拠はないものの、・・・①捜査をした警察や調査にあたった消防署も本件火災の発生原因については未だ放火の疑いを残したまま最終結論を留保しており、原告(X)指摘の消防署の判定も、専ら甲野(A)の説明に依拠したもので、それ自体に十分科学的に合理的な根拠があるものとは窺えないこと、②甲野(A)は、本件火災当時、原告(X)が資金繰りに逼迫し、経済的な閉塞状況に陥っており、これは、社会的にみれば、そのような重圧から逃れるため、本件店舗を全焼させてもおかしくはない状況といえること、③鑑定結果に照らして考えると、本件火災については、それが過失による偶発的事故とすると、説明できない不自然、不合理な種々の事情が存在すること、④甲野(A)の本件火災前後における行動には不自然な点が多々あり、これは本件火災の発生を予定し、それに対応した行動をとったのではないかとの疑いが強いこと、⑤甲野(A)の説明には、他の関係者の供述内容や鑑定結果とも符合しない点が多くみられ

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

ることに加え、本件火災保険の新規加入から本件火災までの期間が三か月強と比較的短いものであることを併せ考えると、本件火災は、甲野(A)が放火したものと推認するのが相当であり、右推認を左右するに足りる証拠はない。』。そして、「本件火災は、保険契約者本人である原告(X)の故意による事故というべきであるから、本件約款における保険者の免責事由に該当し、被告(Y)には保険金支払義務はないというべきである。」と結論した。

この岡山地裁平成10年5月25日判決は、会社の代表取締役による放火推認事例であり、有限会社の代表取締役の故意の事故招致が問題とされた事例である。その手法は、様々な間接事実の積み重ねによって放火を推認したものであり、放火の行為者は代表取締役と認定された。したがって、この事例も、事故招致をした取締役の解釈や事故招致をする第三者の範囲が問題にされている事例ではない。

なお、判決は、代表取締役の放火と推認し、そして、「本件火災は、保険契約者本人である原告(X)の故意による事故というべきであるから」と結論するが、約款文言に厳密にしたがえば法定代理人による事故招致であろうが、どのような論理構成で代表取締役の事故招致が、保険契約者本人の事故招致と同視されたのか、必ずしもはっきり示されていない。むしろ、免責約款に基づいて、当然のごとく判示されている。

(判例5) 大阪高裁平成10年5月27日判決(判例タイムズ984号238頁)

(事実の概要)

X株式会社は、宅地の造成及び分譲等の事業を営んでいた。X会社の実質的な代表者は、X会社の代表者の夫であるAであり、また、Aは、B会社の代表取締役であり、X会社が仕入れた不動産をB会社が住宅分譲販売する役割分担であった。

X会社は、平成5年11月22日、Y1との間で、X所有の建物を保険の目的とし、保険金額8000万円の火災保険契約を締結し、その後の平成6年3月24日、保険金額3000万円の火災保険契約をさらに締結した。また、X会社は、平成4年6月30日、Y2との間で、同建物につき、保険金額5000万円の店舗総合保険契約を締結し、平成5年6月30日に保険金額を5050万円に更新した。

平成6年4月5日午前4時頃、火災が発生し、本件建物の2階部分を全焼、3階部分の一部と合わせて約300平方メートルを焼失した。

本件建物は旅館として使用されていたものであり、X会社は、本件建物の付近の丘陵地開発のための作業員宿舎として利用しようと競落したが、計画は実現しなかった。平成6年2月、X会社は、具体的な利用契約や賃貸、転売の予定もないままに、本件建物の内装工事をCに依頼した。その請負は、契約書等もなく図面も簡単なものであり、実際の作業も杜撰であり、建築基準法に違反するものもあったが、下地工事が約1割未完成のままで、その後の工事の予定もないまま、Cは引き上げていった。

本件火災の出火場所は、建物の2階から3階の階段の踊り場付近であり、当時人は居住していなかった。消防の火災原因判定書では、火災原因につき建物内に進入した者が火気を使用したと推定した。X会社の経済状態に関しては、火災当時約9億円の負債があった。XはY1と保険契約を締結する際、既にY2との間で本件建物につき、火災保険契約を締結していたことにつき告知義務を果たさず、Y1保険会社は書面をもって、契約解除の意思表示をした。また、Y1保険会社と保険契約を締結することにつき、XはY2会社に対して通知をし承認裏書請求をする通知義務を負うが、その手続きがなされていない。なお、本件の両保険約款には、被保険者等による故意の事故招致免責規定があった。

以上のような事件の概要のもとで、控訴人X会社は、被控訴人Y1保険会社に対して7538万9408円、被控訴人Y2保険会社に対して3461万0592円の支払をそれぞれ求めた。

これに対して、原審（大阪地裁平成9年10月3日判決）は、「本件建物は、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

平成二年に原告が取得してから本件火災に至るまで、空き家のまま放置され、転売又は賃貸の予定もない物件であったこと、原告は、本件建物取得時に本件建物に火災保険をつけなかったが、約二年後の平成四年六月になって、被告三井海上(Y2)との間で本件建物につき火災保険契約を締結し・・・、さらに、平成五年一一月に、被告大東京火災(Y1)との間で同一物件につき重複して火災保険契約を締結していること・・・、本件火災は、本件保険契約(一)(Y1との契約)の保険金額が・・・増額された直後に発生していること、この保険金額の増額は本件建物に内装工事が施されることを理由とするものであった・・・が、この内装工事は、転売や賃貸の目的がないにもかかわらず、原告(X)の實質上の代表者である甲野(A)が、知人の型枠大工を大阪府から石川県まで派遣して行かせたものであり、その工事内容は極めて杜撰であったこと、この内装工事で施された可燃性の合板が本件火災の燃焼を少なからず助長していること、原告(X)の当時の資産状態は、販売用不動産の評価額が下落する一方で借入金の金利負担がかさむ等、資金難にあったこと、本件建物は、競売により安価に取得した物件であったため、保険金額は本件建物取得価格の二倍以上にのぼり、保険事故の発生は原告(X)にとって非常な利益となること、甲野(A)は、本件火災の一年前に、車輛盗難により保険金の支払を受けたが、支払の直後に発見された盗難車輛の引取りと保険金の返還を拒否したこと、及び本件火災は、・・・建物内部に灯油をまいて着火するという放火によるものと推定されるが、当時、周辺地域で不審火が頻発していたとか本件建物を狙って放火をする動機をもつ者がいたとのことを示す証拠もないことから、第三者による放火の可能性が低いことを総合すれば、本件火災は、原告の實質的な代表者である甲野(A)又は同人の指示を受けた者による放火によるものと推認するのが相当である。」といい、Xの請求を退けた。

(判決) 控訴棄却(確定)

判決では、請求を棄却するとし、その理由は基本的に原判決と同様であると

する。付加修正された争点としては、20年以上X会社で経理一切を担当し、Aから本件建物につき火災保険を締結することを任されていたDが、Aの知らないうちにY2と保険契約を締結し、それをAに伝えずに退職したため、AがY1と契約するときにY2との契約が締結されていたことを知らなかったという主張に対し、「控訴人が不動産業者で、転売目的の建物を所有していることからすると、控訴人(X)の火災保険契約締結の要否につき一事務員の裁量にゆだねられていたとは通常考え難い」とし、また、控訴人(X)の保険金額合計が1億1000万円にのぼる点に関して、「本件建物の時価に比べて総保険金額が異常に高すぎることは明らか」といい、また、Xが、本件建物を転売するまでの期間、X会社等の保養施設として利用するために内装を工事をしたと主張する点に関して、Xが内装工事を依頼したのは、本件建物の転売に失敗したあとで、「かつ右工事を依頼した当時控訴人には具体的に本件建物を転売したり賃貸する予定はなかったものであって、しかも本件建物を取得してから右工事に着手するまでの約四年間にわたって本件建物を保養施設として使用した形跡もない」といい、X会社の経営はバブル破綻後の不動産業の経営としては比較的安定しているという主張に対し、不動産価格が取得価格で計上されているのでバブル破綻後の不動産価格の下落を反映していないし、Xは多額の借入金があること等をあげて、Xの請求を棄却するという判断を下した。

この大阪高裁平成10年5月27日判決は、取締役による放火推認事例であり、種々の間接事実の積み上げから、放火を推認した事例である。この事例では、株式会社の実質的代表的代表者(代表者の夫)またはこの者の指示を受けた者による放火と推認された。

本件では、事実上の代表者の行為が問題となっており、この者が、その保険事故招致が免責とされる約款文言に当たるのかどうかということが争点になりうるが、本判決では全くその点にはふれていない。判旨は、問題なく免責約款に当たると考えているようである。そして、それを前提として、本件でも、種々

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

の間接事実の積み上げから、事実上の代表者の事故招致を推認する判決となっている。

(判例6) 福岡地裁平成11年1月28日判決(判例時報1684号124頁、判例タイムズ1029号264頁)

(事実の概要)

砂糖菓子製造等の冠婚葬祭贈答用品を製造する原告X会社は、平成6年4月13日にY1保険会社と保険金4000万円、保険の目的を商品とする店舗総合保険契約を、平成6年6月15日にY2保険会社と保険金4000万円、保険の目的を商品・製品等一式とする店舗総合保険契約をそれぞれ締結し、保険料を支払った。なお、両保険約款には、保険者の免責条項として、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反」による損害または傷害をあげていた。

平成6年7月16日、X会社の本店所在地にあった建物が火災により滅失し、建物内にあった商品・製品等一式が全て焼失した。そして、原告X会社は、Y1、Y2両保険会社に対して、当該火災保険契約に基づき、それぞれ1884万1300円の保険金の支払を求めたが、両保険会社は支払を拒絶した。

Y1、Y2は、いくつかの理由をあげているが、故意による事故招致に関して、「本件火災の現場の状況、原告の経営の実状、本件各契約の締結の経緯、原告の請求保険金の額及び権利行使の方法その他本件火災の背景事情を総合すると、本件火災は、原告の取締役あるいは実質上これを経営する丙川松夫(A)による放火である」といい、故意による事故招致による免責を主張した。また、あわせて、原告X会社の請求が信義則違反であることも主張した。

これに対して、原告X会社は、放火であるとの被告の主張は不確実な推測であるとしながら、丙川(A)は、原告の監査役にすぎないから、本件免責約款

の規定する法人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関の文言には当たらないし、本件保険契約の目的物の危険を事実上管理する者にも当たらないと主張した。

(判決) 請求棄却(控訴)

判決は、故意による事故招致について、「本件火災の出火場所が本件建物内の作業台付近であったこと、本件建物は施錠されていたこと、原告(X)の経営状態は芳しくなかったこと、本件各契約の締結が本件火災と近接していること、本件各契約は原告(X)の在庫価格に照らして著しく高額な保険金額を目的として締結されたこと等の事実を総合すれば、本件火災は原告(X)の関係者による放火によるものであったと考えられる。そして、丙川(A)は、原告の経営に関与するようになってから、回収する見込みのない多額の資金を原告(X)に投入したこと、本件各保険は、原告代表者(B)や花子(C・・・X)の取締役ではなく、丙川(A)の主導で締結され、その保険料は丙川(A)が立て替えたこと、丙川(A)は、本件火災後原告代表者(B)や花子(C)の依頼もないのに、保険金額全額である四〇〇〇万円を被告大東京(Y1)に対し極めて強い調子で請求したこと等を総合すれば、本件火災は何らかの手段で本件建物の鍵を入手した丙川(A)による放火であったと認めるのが相当である。」と判示した。

ところが、免責約款の解釈については、「丙川(A)は、原告の経営に深く関与していたとはいえ、監査役にすぎず、本件建物を事実上管理していた訳でもないから、本件約款二条の『理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関』に該当するということとはできない。」といい、約款2条による被告らの免責の主張を退けた。

そして、信義則違反について、「原告(X)は、丙川(A)の指事に全面的に従って経営再建を図るとの契約を締結し、実際丙川(A)の指事に従い丁原産業(D)を事実上倒産させたり、商品の値上げを通知したり、経営面で丙川

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

(A) に全面的に依存していたものである。かように丙川 (A) と密接な関係にあった原告 (X) が、丙川 (A) の放火による本件火災に基づく本件各請求を行うことは、信義誠実の原則に反し、許されないものというべきである。」と結論づけた。

この福岡地裁平成11年1月28日判決は、会社の取締役または実質上の経営者(法律上は監査役)による放火の事例であり、様々な間接事実の積み重ねによって、事実上の経営者(監査役)による放火であったと認定しながら、免責約款の解釈について、たとえ経営に深く関与していても監査役に過ぎず、建物を事実上管理していたわけでもないので、免責約款の「理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」に該当しないとし、免責の主張を退けながら、本件会社と当該事実上の経営者(監査役)が密接な関係にあり、そのような者の放火による火災に基づく保険金請求を行うことは、信義誠実の原則に反する、としたものである。

この事例は、事故招致者が経営に深く関与している事実上の経営者という事実関係を問題とせず、監査役は当該免責条項の「理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」には該当しないと形式的に判断したものとして注目に値する。監査役はいくら経営に深く関与していても監査役に過ぎず免責約款文言には該当しないとするものであるから、免責約款の文言解釈については非常に形式的な判断をしていることになる。

このように、本件判決は2段階構造になっており、免責約款の解釈においては形式的な判断の立場をとりながら、つまり、形式的に免責約款に該当しないと判断しながら、保険金請求が信義則に反するという形で妥当な結論を得ようとしている。放火者と経営上密接な関係にあった会社が保険金請求をすることは信義則に反して許されないとするものであり、信義則の判断において、事実上の経営者であった放火者と会社の深い関係が評価されている。

以上のいくつかの判決についてまとめてみると、以下の様であろうか。

(判例1) 大審院昭和7年9月14日判決は、産業組合の専務理事の放火の事例であり、民法44条の法人の不法行為との関係で論じるものであり、専務理事の行為を、法人の目的遂行のための職務執行と、個人の資格でなされた行為とを分けて分析するのであるが、保険事故招致行為が事実行為であることを考えてみても、多くいわれているように適切な論理ではない。したがって、この事例は、法人の機関による保険事故招致について約款上規定がなかった時代に、一定の判断をしたという先例的な意味はあると思う。(判例2) 大審院昭和18年8月9日判決は、免責約款の解釈において、未成年者と法定代理人を同一視できると結論づけた点に、意義があろう。(判例3) 浦和地裁平成9年9月3日判決は、会社代表者による放火推認事例であり、(判例4) 岡山地裁平成10年5月25日判決は、会社の代表取締役による放火推認事例であり、(判例5) 大阪高裁平成10年5月27日判決は、取締役による放火推認事例であり、それぞれ、間接事実の積み重ねによる放火推認という同様な手法によって結論を得ている。これらの放火者の推認事例の特徴は、会社の経済状況の逼迫や、証言や行動の不確かさ等の様々な間接事実を積み重ねる手法によって、会社の取締役や代表者の故意または重過失による事故招致を推認するのであるが、この判断には客観的に取締役が火をつけた可能性を立証しようとする間接事実の他に、会社の経営状態の逼迫や契約締結の時期、過大な保険金額等の放火の動機を推認する間接事実も含まれている。この意味で、保険金を詐取する動機もまた、放火者の推認について評価されていることに特徴があろう。しかしながら、これらの放火者の推認事例は、取締役等による放火の事例という意味で本稿で扱う判決の先例であるが、本稿で問題としている免責約款の文言解釈については、特に問題としていないので、その意味では先例としての意味は少ない。(判決6) 福岡地裁平成11年1月28日判決は、会社の実質上の経営者(法律上は監査役)による放火の事例であるが、本件は、免責約款の文言解釈との関係では、様々な間接証拠の積み重ねによって実質上の経営者(監査役)の放火を認定し、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

なおかつ経営に深く関与していたにもかかわらず、監査役に過ぎないという理由から、免責約款に該当しないとした例であり、形式的な基準によって免責約款の該当性を判断したものといえる。他方で、監査役が免責約款にあたるのかという解釈問題については、あくまで形式的に判断をし、免責約款該当性が否定されても、保険金請求自体について信義則違反の検討をして実質的な解決を図るという論理構成は、本稿の問題を考えるにあたっても参考になろう。

以上のように関連するいくつかの判決を概観してみると、本件判決が免責約款の「取締役」という文言の意義について正面から問題とした初めての判決であることがわかる。もちろん、破産宣告後の取締役が、免責条項の取締役に該当するかという問題を扱う点でも初めての判決である。

(3) 本件大阪高裁平成11年9月30日判決の検討

(ア) 第三者の保険事故招致の理論構成

本件判決の検討をする前に、まず一般的に、第三者による保険事故招致免責の理論構成に関して、学説を概観しておきたい。

商法641条後段でその保険事故招致が免責とされている保険契約者、被保険者以外の第三者による保険事故招致免責の理論的な説明としては、主に自己責任主義と代表者責任論の2つがある。この第三者は、法律上あるいは事実上、被保険者等と何らかの特別な関係にある者であり、この第三者の保険事故招致が、保険契約者や被保険者の事故招致と同視されるのかどうか、つまり保険者は免責されるのかどうか、それについての理由付けの議論である。他方で、第三者と法律上も事実上もなんら関係のない者による事故招致は、自然的出来事と変わらないとされ、その様な場合には、まさに保険による給付が求められるのである。この第三者としては、具体的には、本稿で問題にしている法人の機関の他に、被保険者の法定代理人、被保険者の被用者や家族、担保権者等が問題とされるという(註6)(註7)。

まず最初に、自己責任主義について概観する。この考え方は、わが国の通説・判例といわれており、その代表的な論者である大森教授は、「被保険者以外の第三者の保険事故招致は当然には保険者免責の事由とならない、とする主義」（註8）を自己責任主義と称する。

これによれば、原則として被保険者以外の第三者の事故招致は保険者免責とならない自己責任主義に立脚しながら、「損害保険の被保険者・・・（省略）・・・と特殊の関係に立つ第三者の事故招致と保険者の免責との関係の問題は、実際上生ずるであろう不都合や不便を除去し防止するという政策的な見地から考慮されるべき問題である。」（註9）とされる。つまり、大森教授は、被保険者以外の第三者による保険事故招致の保険者免責の問題は、「これをある種の理論的根拠から当然に演繹すべき問題ではなく、むしろ実際的な見地から政策的に解決すべき問題」ととらえ、「一つには問題となるある者の保険事故招致の場合には被保険者自身にも実は故意・過失などの責ある場合が多く・しかもその立証が困難なこと、二つにはそれらの者による保険事故招致が自己または他人の不当の利益をはかる不法の行為の隠ぺい手段として悪用される危険があり、しかもその立証が困難であるということ、これら二つの不都合に対応する実際的必要という純然たる政策的見地からこの問題を考えることを要し、かつこれをもって足るのではないか」（註10）と主張する。

大森教授は、以上のような見地から、法人の機関の事故招致免責については、「被保険者たる法人の機関の事故招致をもって保険者免責事由とすべきか否かは、実は加害者が法律的に機関——殊に代表機関——であるか否かによって決すべきではない。むしろ問題は一般に、事実上被保険者の被保険危険の管理が全面的に何人かに託されている場合に、その者の行為によって生ずる不利益は、これを被保険者が自ら甘受すべきか否かの問題としてのみ意味を有するのである」（註11）と論じる（註12）（註13）。

次に、代表者責任論について概観する。代表者責任論は、被保険者と特殊な関係にある一定の第三者を被保険者の代表者とみる見解で、この者による事故

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

招致をあたかも被保険者の事故招致の場合と同様に保険者免責とする考え方とされている。元々はドイツの判例上の議論であるが、理論構成は必ずしも統一的、明確とはいえず、判例法慣習法として理解されているという(註14)。

坂口教授によれば、ドイツの判例の変遷によって代表者とは、「代表者概念の決定につき、法律的に保険契約者と代理関係にあるか否かを重視する立場から、事実上で被保険危険の管理者としての地位を有するか否かを重視する立場に移ってきているとみてよかろう。これは、代表者とは、法律行為の代理を行う者ではなく、保険契約者に代わって、保険の目的物を事実上管理する者を意味するというに基づいている。」といわれる(註15)。

このドイツの代表者責任論を取り入れて、わが国でも、「ある者と被保険者との間に如何なる法律的関係があるかは必ずしも問題とせず、むしろその者が事実上被保険者から全面的に被保険危険の管理を託されている場合に、この者をもって被保険者の代表者とし、その者の保険事故招致をもって被保険者の保険事故招致と同視し、これを保険者の免責事由と解しなければならぬ」(註16)という考え方が有力に主張されている(註17)。

この説によれば、保険契約者や被保険者等以外の第三者である、このような代表者によって保険事故招致がなされた場合にも、保険者免責がなされるというのである(註18)(註19)。

ちなみに、損害保険改正試案は、その641条1項2号で、「保険契約者または被保険者のために保険の目的物を管理する者の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、保険金を被保険者に取得させる目的がなかった場合を除く。」(註20)(註21)(註22)と規定し、この場合保険者を免責とするが、これは主に代表者責任論の立場を採用したものと考えられる。

また、以上のような自己責任主義や代表者責任論の他にも、第三者による保険事故招致免責の説明を試みるものがある。

例えば、「法人の理事、後見人などの法定代理人、被保険者と生計を共にする被保険者の同居の親族など被保険者と法律上・経済上の特殊の関係があつて

被保険者のために保険の目的を管理する者の事故招致」について、商法641条を、「故意の事故招致が通常予想されない過程であると判断されるところの者として、保険金を直接取得する立場の者としての被保険者、および被保険者が保険金の支払を受けることに間接に利益を有する者ないし被保険者と特殊の関係があるために事故招致によって被保険者に保険金を取得させるおそれがあるとされる者について定め、後者の最も通常的な例示として保険契約当事者であるところの保険契約者を掲げたものと解することができる。」と解釈し、この解釈によれば、保険の目的を管理する者も、後者に属し、商法641条が適用できるとする立場がある（註23）。

（イ） 第三者の保険事故招致免責に関するその他の論理

第三者たる事故招致者を、免責約款上の保険契約者あるいは被保険者と同視しうる論理としては、既に述べた自己責任主義や代表者責任論の他に、実質的被保険者の論理や法人格否認の法理の利用等もあり、あるいは、関連する（判決6）でみたように、一定の場合に信義則によって保険金の受取を認めない論理構成等も考えられる。これらについても、若干ふれておきたい。

まず実質的被保険者の論理について検討する。実質的被保険者の論理が採用されたといわれている判決に、仙台地裁平成7年8月31日判決（判例時報1558号134頁）がある。この事件は、本稿で問題としている会社の機関による保険事故招致の事例ではなくて、火災保険の実質的被保険者と考えられる者による、重過失による保険事故招致に関する事件である。

（事実の概要）

原告甲野太郎（X1）と原告甲野花子（X2）は夫婦、甲野春子はその間の長女、原告乙山夏子（X3）はその間の次女である。

昭和63年事件として、昭和62年8月26日、原告甲野太郎（X1）と被告同和火災（Y1）は、被保険者を原告乙山夏子（X3）、保険の目的を本件店舗、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

及び、被保険者を甲野花子(X2)、保険の目的を本件倉庫、とする普通火災保険契約、住宅火災保険契約をそれぞれ締結した。さらに、本件店舗及び本件倉庫の抵当権者である原告総合住金(X4)と被保険者たる原告乙山夏子(X3)と甲野花子(X2)は、被告同和火災(Y1)に対し、抵当権者特約条項の申込みをなし、その承認を得た。

平成2年事件として、原告乙山夏子(X3)は、昭和62年10月23日に保険の目的を本件店舗並びに洋品店の什器備品及びスナックの造作一式として被告日本火災(Y2)と、さらに昭和62年12月26日に保険の目的を本件店舗として被告安田火災(Y3)と、それぞれ店舗総合保険契約を締結した。原告甲野太郎(X1)は、昭和62年12月25日に保険の目的を本件店舗の造作とし被告安田火災(Y3)と長期総合保険契約を締結した。同じく、甲野太郎(X1)は昭和62年12月26日に保険の目的を本件店舗の商品一式、什器備品として被告安田火災(Y3)と店舗総合保険契約を締結した。本件店舗2階を賃借しスナックを経営している有限会社丙川は、被告日動火災(Y4)と昭和62年6月12日に保険の目的をスナックの什器備品として被保険者を原告甲野太郎(X1)として、普通火災保険契約を締結した。

昭和63年1月7日、本件店舗及び店舗内の什器備品、造作、商品が火災により全焼した。さらに、この火災の消火により、本件倉庫も損害を受けた。これによって、それぞれの保険契約に基づき保険金の支払が求められた。

これに対して、被告らは、商法641条後段、又、各保険約款の保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意もしくは重過失に基づく事故招致免責規定等をあげて、実際にどの保険会社とどのような保険契約を締結するかを決めていたのは甲野花子(X2)であること、商法641条後段や保険約款でいう被保険者とは、被保険利益の帰属主体であり、保険の目的物の所有者であるといい、本件店舗の所有名義は移転登記により原告乙山夏子(X3)となっているが、これは差押えを免れるための登記名義上のみのものであり、実体は甲野花子(X2)が所有者であり、被保険者であるといい、保険契約者又は被

保険者の家族等保険契約者又は被保険者に代わって保険の目的物を事実上管理する地位にある者、あるいは保険契約者又は被保険者を全面的に代表すべき地位にある者は、保険契約者又は被保険者と同視すべきといい、甲野花子（X2）がそれに当たると主張し、さらに、甲野花子（X2）の洋品店の経営不振、本件火災に近接した不自然な火災保険の締結、本件火災の発生源や発生の状況及びその火災発生前後の甲野花子（X2）の不可思議な行動等から、本件火災が甲野花子（X2）の故意あるいは未必の故意、少なくとも重過失によるものであるとして、被告らに保険金支払義務はない等として争った。

（判決）請求棄却

事実関係としては、原告甲野太郎（X1）と甲野花子（X2）が本件店舗一階で営んでいた洋品店について、商品の仕入れ、資金繰り等経営は全て甲野花子（X2）の判断によりなされていた事実、洋品店の支店の営業やアパートの経営、本件店舗の2階の賃貸等の他の事業に関しても、全て甲野花子（X2）が判断していた事実、原告総合住金（X4）のために甲野花子（X2）自ら本件店舗に抵当権を設定した事実、昭和62年4月25日、本件店舗が原告乙山夏子（X3）の所有名義になった後も、使用収益の状態は以前と変わらず、本件店舗の賃貸や売却交渉も甲野花子（X2）が自ら行ってきた事実、本件各保険契約について、どの保険会社とどのような保険契約を締結するかを決定していたのが甲野花子（X2）であった事実等を認定して、「本件店舗、その什器備品・商品・造作、洋品店及びスナックの什器備品・商品・造作等を保険の目的とする、本件保険・・・の被保険者は、形式的には、原告甲野太郎（X1）ないしは原告乙山夏子（X3）ではあるものの、実質的には、原告甲野太郎（X1）及び原告乙山夏子（X3）から包括的な代理権を与えられ、これらを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていた甲野花子（X2）もまた被保険者であるということができる。」とし、商法641条後段や保険約款の解釈において、実質的被保険者の行為は被保険者の行為と同視できると判示した。

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

さらに、このようにして実質的被保険者と解された甲野花子(X2)の故意又は重過失について、火災発生当時、甲野花子(X2)の経営が行き詰まり多額の負債を負っていた事情、洋品店の経営を断念し第三者への美容院としての賃貸や店舗の売却を進めていたにもかかわらず、本件火災に極めて接近した時点で、立て続けに複数の保険契約を締結した事情、火災の発生当時の甲野花子(X2)の不可解・不自然な行動から放火と疑われてもやむを得ないとされた事情等から、「本件火災発生の機序は、本件全証拠によっても明らかでない。」としながらも、「本件火災の発生源は、甲野花子(X2)が点火し、放置した、石油ストーブの火であったのであり、証拠上、これ以外に、本件火災の発生源として疑われるようなものは存在しない。」とし、「甲野花子(X2)が石油ストーブに点火し消火しないまま放置した行為と本件火災の発生との間には因果関係があると判断するのが相当であり、甲野花子(X2)には、右の状況下で、石油ストーブを消火しないまま洋品店を出たことにつき重過失があったものといわなければならない。」といい、被保険者、あるいは被保険者と同視できる者による重過失による事故として、保険者は保険金支払義務を免れると判断した。

以上のように、この事例は、同居の親族に関するものではあるが、保険契約者や被保険者以外の第三者による保険事故招致の保険者免責の論理として、実質的被保険者という考え方を採用したものといわれている。

これは、形式的な被保険者と実質的な被保険者とを分けて考えることで、実質的な被保険者の要件として、包括的な代理権を与えられていること、被保険物を全面的に管理していること、それを使用収益して利益を得ていること、をあげ、商法641条後段や保険約款の解釈との関係で、このような実質的被保険者の行為もまた被保険者等の行為と同視できるとするものである(註24)(註25)(註26)。

また、第三者の保険事故招致による保険者免責の効果をもたらすとされる保

険契約者、被保険者等と同視するための論理として、法人格否認の法理も考えられる。

それは、例えば、「個人がその事業を形式上法人組織とし（ことに一人会社）、その法人を被保険者とする保険に加入しておいて自ら保険事故を招致する場合」、個人と法人の実質的同一性をもって法人格の単なる仮装と解し、保険者の免責を認めるというものである（註27）。これは、法人の機関構成員ではない、大株主や事実上の経営者による事故招致の場合も同様であり、法人の保険金取得により利益を得るので、法人格否認の法理の適用が考えられるという（註28）。

ここまで述べた第三者による保険事故招致に関する学説について、どのように考えればよいだろうか。

基本的に、自己責任主義と代表者責任論との学説の対立は、第三者による保険事故招致による免責の範囲、つまり保険契約者と被保険者以外の誰の保険事故招致を免責とするのかという、事故招致者の範囲をどのように画するかという説明の対立である。

自己責任主義も代表者責任論も双方とも、通説によれば商法641条が任意規定と解されるので、第三者による保険事故招致について当事者の特約や本件のような免責約款上の規定を置けるが、そのようなものがないときに第三者の保険事故招致が免責になるのかどうかに関する議論である（註29）（註30）。

しかし、本件判決に関していえば、既に現行約款では、保険契約者、被保険者とその法定代理人等の免責が規定され、その例示として取締役もあげること、法人の機関による事故招致免責が規定されているのであるから、どの学説を採るかはこの約款の説明の優劣を争うことにすぎない。

したがって、どの学説を採るかで本件の具体的な解決に直接違いが生じるとは必ずしもいえないことは関連する判決の検討によってもわかるし、なによりも、本件判決では、取締役が免責約款でその保険事故招致を免責とすると規定されているので、まさに免責約款の取締役の文言の意義が問題となっているの

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

である。

そして、本件判決を検討するにあたって重要な点は、免責約款の取締役の意義を考えるにあたって、会社の破産と取締役の権限の関係という論点があることである。以下では、この問題について、簡単に検討しておきたい。

(ウ) 会社の破産と取締役の権限

そもそも、会社の破産と取締役の権限に関する学説には、おおよそ以下のようなものがある。

取締役と会社との関係は委任の規定に従うから(民法653条)、取締役は、委任の終了事由である会社の破産(民法653条)によって、終任するものとされている(註31)。

通説によれば、会社の破産の場合には、「裁判所の選任する破産管財人によって破産手続が行われ(破産法157、7)、会社は破産の目的の範囲内においてのみ存続するにすぎないので(破産4)、取締役は退任する」といわれている(註32)。

判例もこの立場をとっていると考えられる。例えば、会社が破産宣告し、同時破産廃止の決定を受けた昭和43年3月15日最高裁判決(最高裁民集22巻3号625頁、金融・商事判例105号6頁)がある。

それは、X会社(被上告人)の、Y会社(上告人)とA(控訴人)に対する20万円の手形金請求事件である。X会社は第1審で勝訴したが、原審である控訴審提起後に破産宣告と同時に、同時破産廃止の決定がなされた事案である。原審は、従来の代表取締役が当然に代表清算人になるとし、同人つまり従来の代表取締役を代表者として、改めて従前の訴訟代理人に対する委任状を提出させ、訴訟手続を続行したという(註33)。これに対して、判決に影響する法令の違背として、法定代理権および訴訟代理権の欠缺があるとして上告がなされ、破棄差戻された。

原則としては、商法404条1号によれば、会社の破産が解散事由とされてい

るので、会社が破産し清算手続きに移行すると、商法417条1項により清算人には取締役がなることとなる。ところが、会社破産のケースでは、商法417条1項が破産の場合を除外しているように、一方で、破産手続きの進行によって破産管財人が選任される。

そこでこの事件のような同時破産廃止の場合（破産法145条1項）には、破産の効果は生じているが破産手続きが省略されるために破産管財人が選任されず、破産会社の財産の清算手続きのための清算人が必要であるが、ここで、従来の取締役が清算人になるのか、それとも破産により会社と取締役の委任関係が解消されるので新たに清算人を選任する必要があるのかが議論された。

これに関して最高裁は、「商法二五四条三項によれば、会社と取締役との間の関係は委任に関する規定に従うべきものであり、民法六五三条によれば、委任は委任者または受任者の破産に因って終了するものであるから、取締役は会社の破産により当然取締役の地位を失うのであって、同時破産廃止決定があったからといって、既に委任関係の終了した従前の取締役が商法四一七条一項本文により当然清算人となるものとは解し難い。したがって、このような場合には、同項但書の場合を除き、同条二項に則り、利害関係人の請求によって裁判所が清算人を選任すべきものと解するのが相当である。」と判決した。

なお、この説については、例えば、この事件の原審である平成9年1月20日大阪地裁判決（金融・商事判例1078号22頁）の中でも論じられているように、破産会社の破産管財人が行う財産管理処分以外の事務を執行するために、破産会社の取締役になる者を探すのはきわめて困難であり、不都合であるとするなどの批判がある。

以上のような学説・判例に反対する説は、「破産管財人の事務以外にもなお取締役のなすべき事務があり、会社の実情を知る従来の取締役に善後措置を講じさせるのが適当であるという理由から、会社の破産によって当然には退任しない」（註34）と主張し、これも有力であるという。

この反対説については、「たしかに、業務執行に携わっていた取締役は、破

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

産手続が支障なく行われるように破産管財人に協力する義務があるというべきであるが(破52、153参照)、取締役を退任してもこのような義務を免れるわけではない。むしろ会社を破産にいたらしめ、会社との信頼関係が損なわれた取締役が、そのままの地位にとどまることのほうが問題ではないか(註35)とする、批判がある(註36)。

(エ) 本件判決の論理

では、以上のような判例や学説の検討をふまえて、本件大阪高裁平成11年9月30日判決はどのような論理構成に基づいているのかを検討してみたい。

まず、原審大阪地裁平成9年1月20日判決の論理は、どのようなものであったのか。

原審は、保険者の免責を認めたが、その論理は極めて形式的なものであった。つまり、会社は破産宣告によって解散するが、破産の目的の範囲内で会社はなおも存続する。破産宣告によって、破産管財人が選任されるが、その権限は破産財団の管理・処分に限定され、それ以外の破産会社の行為については、取締役が破産会社を代表する。破産宣告によって従来の取締役は当然退任するかについては、民法653条により委任者である会社の破産の場合は委任は終了するが、その理由は破産会社の財産管理処分権が破産管財人に専属するからなので、それ以外の行為については、会社と取締役の委任関係は当然には終了せず、従来の取締役がその業務を執行する。したがって、本件の取締役は、免責約款の「保険契約者、被保険者の法定代理人」にあたるので、保険者を免責と結論する。

以上の論旨は、会社の破産と取締役の権限の関係についての前述の学説の一方に基づいて導かれた、極めて形式的なものである。免責約款の「保険契約者、被保険者の法定代理人」という文言を、取締役の権限という面からのみ考察して、結論が導かれており、当該取締役の実際の業務執行の状態や彼の主観等は全く考慮されていない。免責約款によって、「保険契約者、被保険者の法定代

理人」としての「取締役」が明記されているので、その文言解釈に焦点が当てられたのであろう。

このような原審に対して、本件大阪高裁平成11年9月30日判決の論理は全く異なるものであり、したがって結論も異なる。

本件判決の特徴は、判旨の、本件の問題は、必ずしも会社の破産と取締役の地位の消長の問題とは連動せず、免責条項が破産宣告前の取締役の故意により生じた損害にも免責を認めるかどうかであるとし、約款の趣旨ないし契約締結当事者の意思表示の問題としている、と主張するところに端的に表れている。そして、その問題解決の要である、本件免責条項の趣旨は、商法641条の補完にあり、その実質的根拠を、保険契約者または被保険者あるいはその法定代理人が、自らの意思で保険契約の締結、変更、終了に関わっていること、通常被保険物を所有管理し、保険の利益を受ける立場にあること、をあげる。そしてこのような者が重く非難されるべき行為で保険事故招致をした場合に損害填補をすることは、保険契約当事者の信義則あるいは公序良俗に反するし、保険金目的の事故の誘発のおそれがあるとする。

そして、保険契約者または被保険者が会社の場合には、まさに取締役がこのような立場にあるからこそ（判旨は、会社の意思決定への参加、業務執行への参加少なくとも監視、保険の目的の維持管理、保険の利益を受ける立場と述べる）、保険契約者、被保険者またその法定代理人と同視できるので、取締役の事故招致免責にも合理的理由があるとする、論理を展開する。

したがって、本件を検討するにあたっては、当該取締役が、上述のような立場で保険契約関係に関わり、保険の目的を維持管理すべき立場にあり、保険の利益を受ける者であるかどうかを基本的な前提とする。事故招致者が、この前提を満たすならば、商法641条後段の被保険者等と同視できるので、その保険事故招致が免責とされ得るのだというロジックである。

このような論理構成は、原審が、本件事案の会社破産後の取締役が、免責約款の文言に該当するかどうかを、非常に形式的抽象的に取締役の権限の有無・

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

広狭で判断しているのとは立場を異にしている。つまり、本件の判旨は、どのような取締役が商法641条後段の被保険者等と同視できるのかという点から、免責が認められる取締役の具体的な前提・条件を明らかにしようとしている点で評価できると思う。少なくとも、破産宣告前後の取締役の権限の有無・広狭から、本件の取締役の免責の可否が機械的・自動的に決まるものではないというスタンスは正しかろう。

ここまでの論旨は、理解できる。つまり商法641条後段の趣旨等から考えて、その保険事故招致が免責とされる保険契約者、被保険者等と同視するための、前提条件を洗い出している。上述の条件があるから、取締役は上記の者と同視され、その保険事故招致は免責とされる、という論法である。しかし、ここから先のロジックはどうであろうか。

さらに続けて、判旨は、会社は破産により解散し、清算の枠内で法人格が認められるに過ぎないために本来の業務を行えなくなる。また、破産管財人が破産財団に組み込まれた会社財産の管理処分権を専属するので、取締役が会社の破産により当然退任するという説に立つ場合はもちろん、限られた限度で取締役が地位を維持するという説に立ったとしても、会社の業務執行に関わり、会社財産の維持管理、処分に関わる余地もなくなるし、保険契約関係に横から口を出すこともできなくなるという。つまり、これらによれば、破産取締役は、前述のその事故招致が免責となる被保険者等と同視しうる前提条件を失うことになる。すると、破産によっても取締役はその地位を失わないという説にしたがったとしても、このような取締役は、免責条項が前提とする取締役とはその性質が著しく異なるので、保険契約当事者の意思は、このような従前の取締役は、本件免責条項の取締役には該当しない、と解する。よって、破産取締役の免責条項該当性を否定して、保険者に保険金の支払を命じた。

本件の判旨は、取締役が免責される根拠・前提条件を商法641条に求めることで、原審がしたような破産宣告前後の取締役の権限の有無・広狭で結論を得

ようとする形式的な判断を避け、より実質的に免責となる取締役の条件を明らかにしようとしたことは評価できる（註37）。

しかし、本件判旨は、実質的にその免責されるべき取締役にあたるのかどうかの判断の基準を、原審と同じように、取締役の権限の有無・広狭にのみ求めた点は問題である。

いみじくも判旨がいうように、会社の意思決定への参加、業務執行への参加、少なくとも監視、保険の目的の維持管理、保険の利益を受ける立場にあるか等を、当該破産取締役の実情に照らして検討すべきではなかったのであろうか。なぜならば、破産によって取締役がその地位を失う、あるいは一定の制限された範囲で地位を保持するというどちらの立場にあるかに関係なく、破産取締役が、事実上被保険物件を維持管理している場合の事故招致等が考えられるからである。この場合には、まさに、会社破産と取締役の権限の学説・判例と直接関係なく、破産取締役が被保険物件と事実上どのような関係であったのかまさに問題になると考えられるからである。

したがって、本件でも、取締役の免責が事実上認められる前提、根拠である上述の条件を確認するにあたって、当該取締役の業務執行の実体を主張・立証させ、吟味すべきであったように思う。形式的な法律上の権限ではなくて、破産取締役が事実上会社の意思決定や業務執行とどのような関係にあったのか、事実上保険の目的物を管理していることはなかったのか、何らかの形で保険の利益を事実上受けていないのか、という形で、免責される取締役にあたるのかどうかを実質的に検討すべきではなかったのか。そうでなければ、形式的な法律上の権限の有無・広狭によって、この条件が満足させられるかどうかを判断する、つまり、制限されたこれぐらいの権限の範囲では、通常、意思決定や業務執行に関与したり、被保険物件を管理できないと判断する、あるいはできないであろうという形で推測するのでは、判旨が、本件の問題は、必ずしも会社の破産と取締役の地位の消長の問題とは連動せず、とした議論の端緒が意味のないことになってしまうからである。

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

被保険物件の管理について考えてみれば、確かに、破産取締役に権限がなければ、「法律上」被保険物件の管理は「できない」が、破産宣告の前には法律上問題なく権限をもって取締役として業務執行に携わっていたのであるから、破産宣告後に「事実上」被保険物件に対して何らかの関係を持っていることも十分考えられる。このような場合に、破産宣告前後の取締役の権限の議論に関わりなく、保険者免責となる「取締役」の意味に加え、事実上被保険物件の管理を行っている破産取締役の免責を含めることもあながち間違いとはいえないのではない。

その意味で、本件判旨が、被告保険会社が、取締役が「破産宣告後も本件建物を事実上管理していたという趣旨の主張をするが、その詳細を認めるに足りる証拠はないし、このような事実があったとしても前記認定判断を覆すことはできない」と判示している点は、問題と考える(註38)。また、この判旨の論理にしたがえば、当該事案の実体的な事実関係を問題としておらず、結局は形式的に判断をしているので、破産宣告後の取締役の事故招致は、それぞれの事案による事実関係の相違にもかかわらず(事案によって、実際に被保険危険を管理していたかどうかは当然違うはず)、今後破産宣告後の取締役の免責約款が問題となる同様の事件において、全て一律に保険者に担保責任を生じる可能性が出てくることになろう。はたして、このような結論が是認されうるのであろうか。

(オ) 免責約款の「取締役」の意義

さてここで、本件で問題となっている免責約款の意義について検討しておきたい。本稿で問題となっている約款は、火災保険普通保険約款2条1項1号の「保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人(保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関)の故意若しくは重大な過失又は法令違反に因って生じた損害」については、保険者免責と定めている。

このように、法人の機関の事故招致に関しては、現行約款は明確かつ形式的な規定をおいている。この規定の取締役の意義については、おおよそ2つの立場が考えられる。1つは、当該免責条項の取締役を、その法的な権限にかかわらず、取締役の地位にあれば免責される取締役と考える立場であり、もう1つは、取締役の権限を問題とする立場である。

このような免責約款の「取締役」の意義に関しては、以前に別の問題として、議論がなされている。それは、昭和25年商法改正による代表取締役の制定にともなう約款の改正過程で、平取締役が保険事故招致をした場合に、保険者は免責されるのかという問題が提起された時である。この問題について、免責約款の「取締役」を「会社の業務執行権と代表権を有する代表取締役」とみる見解と、「代表取締役に限定する必要がない」とする見解が対立していた(註39)。そして、結局、約款上は、「取締役」とされているが、その意義については「解釈論として争われる余地があ」といわれていた(註40)。

この問題に関して、甘利教授は本件判決の評釈の中で、約款改定の議論をふまえて、「免責条項の趣旨は、理事および取締役については執行権の有無にかかわらずその者の行為による損害を免責とするが、その他は法人の業務を執行する機関たる名称をもつ者の行為による損害を免責とし、その機関は法人を代表して業務を執行する者と法人法上認められた機関を指し、単なる使用人は含まない意であると解されている。すなわち、機関の職務行為の範囲のいかんを問わず保険者が免責される趣旨に約款が改正されたのである。」(註41)と理解されている。そして、この立場によれば、本件判決がよって立つ、保険契約関係に関わりうる者であること、保険の目的を維持管理すべき立場にある者、保険の利益を受ける者であることという、免責条項の取締役の前提等は、約款作成者の意図と異なることになり、この前提に基づく本件判決の結論が妥当でないことを指摘される(註42)。

このような甘利教授の見解にしたがえば、当該免責条項は、取締役の執行権の有無にかかわらずに、取締役の保険事故招致を免責すると解する立場なの

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

で、会社の破産によって取締役は当然に退任するという説を採用しない限りは、その地位にある限り、その権限がたとえ限定されたものであっても、その取締役の事故招致は免責とされることとなろう。そして、本件判決の論理は明らかにこれと異なる立場をとっていることを指摘するのである。他方で、免責約款の「取締役」の文言解釈に関する、このような形式的な立場に対しては、様々な疑問が提示されている(註43)。

このような、免責約款上、事故招致免責とされる「取締役」の文言解釈について形式的な解釈をとる立場に対して、他方で、取締役の権限を問題にする立場がある。

以上の平取締役を含めるのかどうかに関する、「取締役」の意義を巡る2つの議論の対立に対して、本件判決の立場は基本的に後者の立場に立ちながらも、またそれに加えて独特なロジックを導入している。つまり、免責約款の前提とする取締役が、会社の意思決定・業務執行に関わり、保険の目的の維持管理に関わり、保険の利益を享受する者として考えられており、これが、本件免責約款の趣旨あるいは契約当事者の意思に合致すると説明することである。

このように本件判旨の特徴は、まさに「取締役」の意義の特殊な限定にある。つまり、免責約款にいう取締役という用語に特別な限定を読み込んでおり、これは、前述の平取締役が本件免責条項の取締役に当たるのかという議論で対象とされている、一般的な意味での取締役とは異なり、取締役が会社の意思決定、業務執行、業務の監視あるいは保険の目的の維持管理に関わるというポイントから、免責約款の趣旨を考え、そのような者を、本来その故意等の事故招致が免責と規定されている保険契約者、被保険者または法定代理人とほとんど同視できる立場にある者として取締役を意義づけている。言い換えれば、その事故招致が免責とされる保険契約者や被保険者等と同視しうる取締役とはどういう者かという点から述べているのである。

一方の立場は、破産による取締役の地位の消滅・存続、あるいはその権限の有無、広狭という権限の形式的な面を一般的に論じているだけであるが、他方

の立場は、その取締役が免責約款でいう保険契約者等と同視できる免責約款所定の「取締役」であるかどうかを判断する、つまり、取締役の地位や権限の中身を検討するスタンスをとっている。

しかし、このような判決の立場も、取締役の会社の意思決定、業務執行、業務の監視、保険の目的の維持管理が本件の事実関係において実際になされたかどうかという実体を問題とするものではなく、当該取締役が抽象的・一般的・形式的にそのような行為が可能な権限を有しているかを判断基準としているので、形式的に形式的な権限に基づき約款所定の「取締役」に当たるかどうかを判断しているのと結局は変わらないといえることは既に述べた。そして、このように特別に限定された「取締役」の意義を、約款の趣旨と保険契約当事者の意思によって根拠づけているところにまさに本件判決の特徴がある。

以上のように、取締役の地位にありさえすれば、権限を問題にすることなく免責約款の「取締役」に該当するという立場があり、本件の原審の立場は権限の広狭を問題にしてはいるが、基本的にはこの立場に近いように思われる。

ただし、原審・本件判決いずれの判決も、それぞれの意味での「取締役」に該当すれば保険者の免責が生じると考えている点では、事実関係を問題とせず形式的に判断するという、その意味では同様な理論構成をとっており、それが現行の約款の解釈に適うとそれぞれ考えたのであろう。そうなると問題は、本件判決の「取締役」の意義の特殊な限定解釈が、妥当なものであるのかどうかということになるうか。

明文規定のある現行約款の下では、形式的な観点から「取締役」（原審、本件判決でそれぞれ考えている取締役は異なるが）にあたるかどうかで保険者の免責の有無を判断するのやむを得ないといえる。

しかし、当該取締役がどのような事実関係の下にあるのかを全く問題としない判旨の態度が妥当なのかという点に関しては疑問である。ただ単に約款規定の取締役にあたるかどうかを形式的に判断するのではなくて、実際に被保険危険の管理を行っていたのかどうかという事実状態も吟味すべきではないかと思

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

う(註44)。

また、前述の関連する判決で概観したように、仮に約款所定の「取締役」に該当しないと判断したとしても、保険金を支払うべきかどうかという点については、保険金詐取の目的等、実際の事実関係を吟味の上、さらに信義則や公序により判断すべきであろうと思う。そうでないと、形式的な文言解釈のみでは、保険制度を悪用する者を利する結果となるだけでなく、社会的に許されない行為が公然となされることとなろう(註45)。

つまり、形式的に約款所定の「取締役」にあたるかどうかのみで、免責の可否を決めるのは妥当ではなく、その意味で、本件は特に、取締役の権限に多くの注目がなされ、事実関係の吟味が不十分であるように思う。

あるいは、現行約款のように、約款所定の「取締役」に当たるのかどうかという形式のみで保険者の免責の可否を決めるのには反対であれば、前述の損害保険改正試案のような約款の改正を行って、第三者の主観をも問題として、その下で免責の可否を考えるとというのが簡明でわかりやすく、妥当性も高いと思われる。

(4) おわりに

そもそも、本件のようなケースでは、保険者免責とすべきなのであろうか、有責とすべきなのであろうか。

まず、本件免責約款を原審のように形式的に解釈するというのが約款の本来の趣旨に素直なように思われる。しかし、これに対しては、事故招致がたまたま破産宣告の前か後かで保険金の支払について差異が生じるのは合理的ではない、というような批判が考えられる(註46)。

そこで、本件判旨のように、より妥当な解決をめざして、取締役の権限と免責の可否を直接結びつけるのではなく、免責約款の趣旨と契約当事者の意思を根拠に免責約款の取締役の意義を特別な意味で限定して、免責約款該当性を考

える立場が考えられた。しかし、この特別に限定された意味の取締役も、前述したように、結局は形式的な免責約款該当性の論理の延長線上にあるといえた。また、本件判旨の理論構成によれば、本件と同様のケースにおいて、破産宣告後の取締役はみな同様に扱われることになる。つまり、事案の具体的な事情や事故招致者の主観にかかわらず、破産取締役は免責条項の取締役には一律該当しないこととなり、保険金の支払が肯定されることになる。このような結論ははたして妥当なものであろうか。

より妥当な解決を探るのならば、保険事故招致は事実行為なのであるから、権限の有無等の形式的な問題だけではなくて、事実上どういう状態で被保険物件が管理されていたのか等の、事実状態が、その免責を判断する上で重要な意味があろう。はたして取締役の権限の形式的な議論で結論は得られないという判決の基本的なスタンスは妥当であり、そうであるならば、この判決のスタンスを素直に取り入れて考えるならば、取締役が破産によって権限が縮小し、あるいは、地位を失うとしても、そのような破産取締役が事実上被保険物件の被保険危険を管理している場合にも、約款の適用を認め、免責とすべきではないのか。

あるいは、保険の利益を誰かに得させる目的等、保険事故招致者の不法の目的・保険制度悪用の目的を判断して、結論を出す考え方がある。この考え方では、本稿で問題としている約款の取締役という文言解釈の範囲を離れてしまうが、端的には損害保険改正試案のように、違法の目的を条項化する等、立法論として、事故招致者の主観を問題として、妥当な結論を得るという方法もあろう。

これらは、保険者が免責か有責かは、免責約款の「取締役」の形式的文言解釈から一律には決まらない、あるいは一律に決めるのは妥当ではない、とする立場であろう。

他方では、取締役の免責を約款上明記したのであるから、一律、機械的に決まる問題であるとする立場があろう。これは、本件の原審にこの傾向が強く、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

本件判決も本質的には同様な路線にあると思う。

しかし、仮にこのような形式的な文言解釈の立場をとるとしても、前述した関連する判決(6)のように、免責約款該当性は一律、形式的、機械的に判断するが、その後、当該保険金の支払が、信義則・公序に反するかどうかを検討することで、妥当な解決を目指すことは可能である。そもそも本件判決のようなケースで、またその論理によって、破産取締役の事故招致が免責約款に該当しないとして、会社が保険金を受け取れるとする結論は、信義則、公序に反することはないだろうか。会社の破産によって、取締役がその地位を離れた、あるいは、狭い権限しか有しないとして、免責約款の取締役に当たらないと解したとしても、さらに信義則・公序に反するような事情があるかどうかを検討して、当該保険金の支払の妥当性を検討すべきではないのか。

ただし、本件判決では、事実上危険を管理していたという事実状態、あるいは、その他の信義則上保険金の支払を認めるべきではないかどうかを判断する事実関係が、裁判上十分に主張・立証されていないので、それを前提とすれば、結局どの論理構成によっても免責約款の適用がない、したがって保険金を支払う、という結論になるのであろう。

以上のように考えると、妥当な解決を得るための判決の枠組みとして、事実関係の確認に意義を認めていない点、実際に事実関係の確認が十分に行われていない点、特に裁判上で被保険物件が実際に管理がされているかどうかという事実関係等が主張・立証により確認されていない点で、本件判決は不十分なものであろう(註47)。実際、本件判決は、事実関係の記述が非常に少ないために、通読しても、本件の事例がそもそも保険者免責とされるべきなのか、有責とされるべきなのかの判断が難しい。それは、一律に、形式的、機械的な免責約款の文言解釈に、判決の多くの注目が集まっているからなのであろう。

さてここで、本件の事案から少し離れて、より広く第三者による保険事故招致の問題を解決するためにはどのような方法があるかと考えれば、前述したよ

うにいくつかの方法がありうる。

例えば、原審のように、免責約款の取締役をあくまで形式的に解釈して、破産によって取締役は限られた範囲の権限を有するに過ぎないが、なお取締役であるので、免責約款の取締役に当たるとして、免責とするやり方。あるいは、取締役と会社の破産の関係で別の説をとるならば、結論が異なり、それは、免責約款の取締役をあくまで形式的に解釈して、破産によって取締役はその地位を失うので、免責約款の取締役には当たらず、保険金が支払われる考え方。あるいは、前述の関連する判決（6）と同様に、免責約款の取締役には該当しないが、保険金を受け取ることが信義則、公序に反するとして、保険金の支払を拒絶するという方法もあろう。また、実質的被保険者の理論による解決も可能かもしれない。他に、代表者責任論による解決もあり得る。代表者責任論でいけば、代表者とは被保険者から託された危険を現実に管理しているかどうかの問題とされるので、本件の事実関係の下で、被保険危険を現実に管理しているかどうかを検討することで、代表者としての実体があるかどうかという判断がなされ得る。なにより、本件判決では、被保険物件が当該取締役によって管理されうるかどうか、約款文言の取締役に当たるかどうかの一つの重要なメルクマールとされている。

このように、第三者による保険事故招致約款に関する議論の混乱の1つの証拠は、このような解決のための多様な考え方の存在にもみられる。

そして、問題の解決に当たっては、これらの中から、問題となっている当該事案の解決に最も適切かつ妥当な方法を選択することになるのであろう（註48）（註49）。

本件では取締役を取り巻く事実関係が十分に明らかではないので判断が難しいが、このような点から考えても、本件判決がとる理論が、もっとも妥当性が高い理論による結論かといえば、疑問とせざるを得ない点については、既に述べたとおりである。また、最も妥当な理論の選択のためにも、当該取締役を巡る事実関係の究明が必要であろう。

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

最後に本件の特徴としてもう一点あげるならば、本件が、第三者による保険事故招致の問題の中でも、保険金請求権に対して担保権をもつ債権者、担保権者に関するものであった点であろう。本件の事案でもそうであるが、担保権者には何ら過失や落ち度がないにもかかわらず、第三者による保険事故招致によって、損害を被ることとなる可能性がある。それは、免責条項の解釈において、債権者等が担保権を保険金請求権の上に設定している場合に、債権者の利害に配慮すべき必要があるのだろうか、ということである。

判決の結論では、この点は否定であった。理由は、そもそも保険金請求権に対する担保設定には不安定な要素が多分にあり(例えば契約の失効・解約・解除等)、それを承知で担保権の設定を行っているのであるから、ことさらに担保権者を保護・配慮する理由はみあたらないということであろう。いってみれば、この保険金請求権の不安定なリスクの中には本件のような免責条項の適用というリスクも含まれていると思われる。

註記

- (註1) 近藤光男「法人の専務理事による事故招致」鴻常夫・竹内昭夫編『損害保険判例百選(第二版)』(1996年6月10日発行)53頁
- (註2) 近藤、前掲「法人の専務理事による事故招致」53頁
- (註3) 民法44条によって法人の機関の事故招致を説明しようとする立場について、大森教授は、大森忠夫「被保険者の保険事故招致」『保険契約の法的構造』(有斐閣、昭和44年11月30日初版6刷)260頁において、「法人の機関の事故招致はすなわち法人の行為である」と解して保険者の免責を認める学説を批判して、「法人の代表機関がその代表権限内において法人の名においてなしたものでなければならぬ。しかるに、機関が法人の名において保険事故招致行為をなす権限を有することは考えられないからである。」という。また、竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」立命館法学170号(1983年)84頁は、本件判決について、「機関構成員の職務執行行為に属する保険事故招致だけが被保険者たる法人

の保険事故招致になると解している。したがって、具体的にどのような場合が、法人の保険事故招致に該当するのか明らかではないが、本件判旨は、機関構成員の保険事故招致が法人の保険事故招致になる場合もあることは認めていると思われる。」と評価される。

- (註4) 竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」85頁
- (註5) 竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」85頁
- (註6) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」232頁
- (註7) 大森教授は、第三者の事故招致の議論にあたって、その前提として、1つに、被保険者自身には全く故意過失がなく、第三者が事故招致した場合の問題である、ということと、「法の規定または普通約款により、ある第三者による事故招致の場合には、保険者が免責される旨を定めている場合も亦問題外である。」ということあげる(大森、前掲「被保険者の保険事故招致」232-233頁)。
- (註8) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」235頁
- (註9) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」284頁
- (註10) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」276頁
- (註11) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」260-261頁
- (註12) なお、大森、前掲「被保険者の保険事故招致」261頁は、「理事などが保険契約を悪用する目的で事故を招致するのを防ぐため、約款または立法により、これらの者の事故招致を一応原則として免責事由にするとということも考えられるが、それは自から別問題である」という。また、大森、同263頁は、法人機関の事故招致による免責約款について、「『純理上の根拠は暫く措くも、社会一般の公安上、保険引受の技術上』斯くしたのである」との説明を紹介する。
- (註13) 竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」70頁以下は、自己責任主義に詳しい。また、竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二)・完」立命館法学171号(1983年)102-103頁において、自己責任主義を妥当とする竹濱教授は、商法641条後段の法的性質を、被保険者の故意・重過失に基づく保険事故招致は著しく高度な危険なので保険者は引き受けないとする主観的危険除外と

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

解し、法人が被保険者であるときには、法人の機関構成員の主観的危険事実が保険者の引き受けることを欲しないものであるとし、「保険事故招致行為は、法律行為ではなく、事実行為であるから、個々の自然人の行為を把握せざるをえないのである。それゆえ、第六四一条後段の趣旨にもとづき、法人の機関構成員の保険事故招致は保険者免責になると解しなければならない」とする。そして、約款に規定されている法人の機関の保険事故招致免責規定は、「第六四一条後段の趣旨を確認もしくは明確化したものと解される。」と説明する。

(註14) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」263-265頁

(註15) 坂口光男「保険事故の招致と保険者免責」『保険契約法の基本問題』(1996年6月30日第1版、文眞堂)65頁

(註16) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」268頁

(註17) 中村敏夫「法人の機関による生命保険事故招致」『生命保険契約法の理論と実務』(1997年11月25日発行、保険毎日新聞社)466-467頁は、「被保険者が自ら業務を管理することができず、またその意図もなく公正に考えても被保険者の管理を期待し得ない場合、換言すれば被保険者に代って管理する者すなわち代表者の必要が明らかに認められる場合をいうもので、それは家族・使用人のみならず法人の機関や無能力者の法定代理人などを眼中においているもの」とし、それを事実上被保険危険を管理する代人、と説明する。

(註18) 例えば、第三者の事故招致と法人の機関について、黒沼悦郎「保険事故の招致と保険者の免責」田中誠二監修『損害保険判例百選(第2版)』(平成6年1月発行、金融・商事判例933号)69頁は、第三者の保険事故招致の問題の考察にあたって、商法641条の法的性質論を切り離して考えるべきと指摘し、「保険事故招致は事実行為であるから、保険の目的物を事実上管理する者の行為を捉えないわけにはいか」ないので、代表者責任論はわが国にも妥当するといひ、事実行為を自然人に依存する法人ではより当てはまると主張する。そして、「保険の目的物の事実上の管理を委ねられている法人の機関構成員による事故招致は保険者免責になると解し、これを覆すには法人を利する動機がなかったことの立証では足りず、その者が目的物の事実上の管理を所掌していなかったことの立証を要する」という。

(註19) 花房一彦「保険契約法・保険契約と信義則」(野津務先生追悼論文集『商

法の課題とその展開』1991年10月発行) 325頁註(21)は、代表者責任論の批判として、適用範囲が広いという欠点をあげる。また、竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二)・完」65頁以下は、代表者責任論に詳しく、かつそれを批判する論旨を展開する。

(註20) 「損害保険契約法改正試案 傷害保険契約法(新設)試案 1995年確定版」(損害保険法制研究会1995年9月発行) 21頁

(註21) 前掲「損害保険契約法改正試案」21-22頁によれば、その理由とするところは、「保険契約者または被保険者以外の者で、これらの者と法的または経済的に特別な関係にある者、なかでも保険契約者または被保険者のために保険の目的物を管理する者の保険事故招致については、現行商法に明文の規定はないが、この場合に保険者がてん補責任を免れることについては従来から異論がないので」規定をおき、「ただ、保険の目的物を管理する者が被保険者に保険金を取得させることを目的とするような保険事故招致についてのみ」保険者免責を認めれば十分という。

(註22) この改正試案を、石田満『商法Ⅳ(保険法)』(1997年4月改訂版、青林書院) 197頁は、ドイツの代表者責任論の立法化と評する。黒沼、前掲「保険事故の招致と保険者の免責」69頁は、これを代表者責任論と大森説の折衷と理解する。花房、前掲「保険契約法・保険契約と信義則」325頁註(21)も、本改正試案を代表者責任論に立つものと評価するが、不法の目的がない場合を免責事由からははずす例外を但書に設けた点について、「そのような例外が設けられることと、保険の目的を管理する者を被保険者と同視することとは結び付き難いのではなからうか。」と疑問を呈される。それに対して、西島梅治『保険法(新版)』(1991年6月初版、悠々社) 255頁は、「保険契約者または被保険者のために保険の目的物を管理する者の事故招致が保険金めあてでなされたかどうかによって法律効果を区別するのが合理的である」として、改正試案の事故招致者の主観を問題とする立法を紹介する。

(註23) 花房、前掲「保険契約法・保険契約と信義則」316-317頁

(註24) 笠原武朗「火災保険の実質的被保険者の重過失事故招致による保険者免責」ジュリスト1144号(1998年11月) 122-123頁によれば、この判決の理由付けからは、本判決が従来のどの理論に立つかははっきりしないとされ、実質的な代表者責任論等の可能性を検討されている。また、自己責任主義

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

の立場と本件の実質的被保険者の立場が、両立し、両者を併せて採用することが妥当と指摘している。

(註25) 甘利公人「火災保険において実質的被保険者の重過失による保険事故招致として免責を認めた事例」判例評論453号72頁には、本判決の理論についての適切な批判が述べられている。この判決の評釈には、他に、棚田良平「第三者の保険事故招致」損害保険研究第58巻2号(1996年8月)215頁以下、等がある。

(註26) 従来から「経済的被保険者」という説明もなされていた。例えば、大森教授は、経済的被保険者について、損害保険において単に名義上被保険者と指定された者と経済的・実質的に被保険利益を有する者とが異なる場合、もし実質上被保険利益を有しない者が名義上被保険者とされ、名義上被保険者でない者が実は被保険利益を有する場合、この後者が保険事故を招致したときは保険者は責を負わないと解しなければならない、とされる(大森、前掲「被保険者の保険事故招致」239頁)。わが国の学説でいえば、法形式的には被保険者ではない実際上被保険者である者の行為を被保険者の行為と同視するドイツ法の経済的被保険者の理論によって、「法人が保険金を取得することにより自らも同様な経済的利益を受ける者の保険事故招致は、経済的被保険者の保険事故招致として商法六四一条後段の解釈上、保険者免責となると解する見解」がある(山下典孝「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」金融・商事判例1093号(2000年6月15日)58頁、竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二)・完」103頁も同旨)。

(註27) 大森、前掲「被保険者の保険事故招致」279頁。また、中村、前掲「法人の機関による生命保険事故招致」474-475頁

(註28) 山下、前掲「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」58頁

(註29) 坂口、前掲「保険事故の招致と保険者免責」61頁は、「商法第六四一条の規定における保険事故招致者の範囲に関する規定は任意規定と解されるので、当事者の合意によって、保険者が免責される事故招致者の範囲を定めることは有効であり、このような定めがなされている場合には、右に提起した問題が生ずる余地はない。(保険契約者もしくは被保険者以外の者の行為が第三者の保険事故招致として保険者の免責をもたらすような場合のこと、筆者註)ここで問題としているのは、右のような定めがない場合に、

商法第六四一条の解釈として、第三者の保険事故招致を保険契約者の保険事故招致と同視すべきであるか否かということである。」という。

- (註30) 例えば、江頭憲治郎『商取引法（第2版）』（平成8年4月、弘文堂）387頁は、「保険契約者・被保険者が法人の場合には、約款に特段の定めがなければ、法人の業務執行権限・代表権限を有する者（機関）ではなく、法人に代って保険の目的物を事実上管理する地位にある者の悪意・重過失が法人の悪意・重過失とみなされる。」というように、約款に規定がない場合に、代表者責任論が問題になると指摘している。
- (註31) 戸田修三・蓮井良憲・元木伸編『注解会社法 上巻』（昭和61年8月30日初版1刷、青林書院）（中村一彦筆）407頁
- (註32) 加美和照編著『取締役の権限と責任 法的地位の総合分析』（平成6年9月20日初版、中央経済社）（河内隆史筆）48頁、この通説に立つものは、鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』（平成6年4月20日第3版1刷、法律学全集28、有斐閣）270頁、本間輝雄・古瀬村邦夫編『会社法』（1999年10月10日6版1刷、法律文化社）202頁、永井和之『会社法』（2000年2月25日第2版1刷、有斐閣）197頁、前田庸『会社法入門』（1997年12月20日第5版1刷、有斐閣）324頁等がある。
- (註33) 中西正明「株式会社が同時破産廃止の決定を受けた場合と清算人」民商法雑誌第59巻5号（昭和44年2月15日）810-813頁、千種秀夫「株式会社が同時破産廃止の決定を受けた場合と清算人」法曹時報20巻7号192頁による。
- (註34) 前掲『取締役の権限と責任 法的地位の総合分析』（河内隆史筆）48頁は、取締役は会社の破産によって当然その地位を失うものではないとする。この説は他に、小橋一郎『会社法』（昭和62年11月10日初版1刷、成文堂）191頁、会社の破産に形式的に民法653条を適用することを疑問とするのは、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（6）株式会社の機関（2）』（昭和62年9月20日初版1刷）（浜田道代筆）85-87頁等がある。
- (註35) 前掲『取締役の権限と責任 法的地位の総合分析』（河内隆史筆）48頁
- (註36) この批判に対する反批判として、本件原審である平成9年1月20日大阪地裁判決（金融・商事判例1078号22頁）が述べるように、「取締役には会社を破産に至らしめた責任が問われるべきであり、その意味から破産会社の財産の管理処分以外の事務については従前の取締役に遂行させるのが妥当である。」という考え方もあろう。

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

- (註37) 山下、前掲「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」58頁は、このような判決の態度を評価し、本件の免責条項の適用を考える場合に、単に取締役の権限等の形式論から結論を導くのではなくて、「誰のいかなる行為を、免責法理上、法人の行為と同視し、免責事由として評価することが合理的かつ妥当かを問題とすべき」といわれる。
- (註38) 吉川栄一「破産宣告後に取締役であった者の事故招致と保険者免責」損害保険研究第62巻3号(2000年11月)208-209頁は、「たしかに、法人の機関による事故招致を免責とする約款規定の形式から、破産宣告後にあっても取締役としての地位を保持しているか否かは重要な判断要素ではある。しかし、破産宣告後、会社財産の管理処分権が破産管財人に専属することになったとしても、保険事故招致は事実行為であるから保険の目的物を事実上管理していたかが問われなければならない。この点につき、判旨は、Y損害保険会社が亡Bは破産宣告後も本件建物を事実上管理していたとの主張に対し、その詳細を認めるに足りる証拠はなく、このような事実があったとしても前記認定判断を覆すことはできないとして、保険者免責を否定しているが、疑問である。」という。甘利公人「破産会社の取締役の放火による家屋の焼失事故につき保険契約者等の取締役の故意によって生じた損害を填補しない旨の免責条項に基づく保険金の支払免責が認められなかった事例」判例評論503号48頁も同旨。
- (註39) 田辺康平・坂口光男編著『注釈住宅火災保険普通保険約款』(坂口光男筆)(平成7年3月25日初版発行、中央経済社)73-74頁
- (註40) 前掲『注釈住宅火災保険普通保険約款』(坂口光男筆)74頁。また、田辺康平・石田満・棚田良平・戸出正夫『註釈火災保険普通保険約款』(田辺康平筆)(昭和51年5月第1版発行、日本評論社)131頁は、「昭和35年の約款改正についての審議過程によれば、代表権のない取締役の事故招致についても免責の範囲に含める趣旨で、昭和25年の株式会社に関する商法改正にもかかわらず、この約款の条項がそのまま残ったようであるが・・・、約款の形式としては、法定代理人の説明として括弧内に記載されているので、解釈上、会社代表権のない取締役は除外されるおそれがないとはいえない。」という。
- (註41) 甘利、前掲「破産会社の取締役の放火による家屋の焼失事故につき保険契約者等の取締役の故意によって生じた損害を填補しない旨の免責条項に

基づく保険金の支払免責が認められなかった事例」47頁

(註42) 甘利、前掲「破産会社の取締役の放火による家屋の焼失事故につき保険契約者等の取締役の故意によって生じた損害を填補しない旨の免責条項に基づき保険金の支払免責が認められなかった事例」47頁

(註43) 事情を問わず法人の機関が保険事故招致した場合に免責される現行約款について、例えば、江頭、前掲『商取引法（第2版）』388頁註（8）は、「わが国の約款の文言によれば、法人の機関が事故招致をすれば、同人が保険の目的物の事実上の管理者であったか否かにかかわらず被保険者（法人）は保険金の支払いを受けられないことになるが、同人が事故招致により法人を利する目的を有しなかったことが証明された場合を免責範囲から除外する約款に改正すべきだとの考え方もある」という。あるいは、前述の関連する判決（判例1）についての評釈の中で、近藤、前掲「法人の専務理事による事故招致」53頁は、「たしかに機関の行為であれば、当然に保険者の免責とする現行約款については、たといいかなる事情で火災を起こしてもその者が取締役であれば保険者は免責となるのであり、形式的すぎるその結果について疑問を感じる」という。

(註44) 吉川、前掲「破産宣告後に取締役であった者の事故招致と保険者免責」209頁は、「本件は、会社の代表取締役の地位にあった者による事故招致であり、破産宣告後であっても事実上危険を管理する地位にあったとすれば、その限りにおいて、法人の機関としての地位を有していたと解することもでき、破産後の取締役の権限が形式的に異なることを理由に保険者免責を否定することは適當ではない。」とする。

(註45) 山下、前掲「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」59頁は、本件の事例では保険者の免責を認めてよいのではないかとし、その理由として、1つに、保険者によって保険金が支払われた場合、会社債権者等の第三者に対する経営責任が、保険金によって填補されると考え、それは、破産会社の代表取締役であった事故招致者の「在職中における業務執行に対する責任を軽減したことになるのではないかとし、事故招致者たる破産取締役が「保険によって経済的利益を享受したとも考えられる」ことをあげる。2つに、また、破産取締役は、破産前は経営面において代表取締役として、破産後も会社債権者に対して在職中の取締役としてなした行為について経営責任を負う立場にあり、なお会社と密接不可分の関係にある、

「破産会社の取締役による保険事故招致と保険者の免責」(福島 雄一)

と主張される。そして、免責条項に該当しないとしても、保険金請求が信義則に反して許されないとする保険者免責の可能性を強調される。

免責条項に該当しない場合に、保険金請求の信義則・公序適合性を問題として、保険者の免責を追求する論理構成には賛成であるが、しかし、上述の説明のような理由付けは、どうであろうか。判旨もいうように、保険金請求権に関してはいろいろな利害関係の持ち方があるし、何よりもこのような説明は、保険金の支払によって結果的に通常生じ得る状態を述べたに過ぎないのではないだろうか。問題なのは、保険事故招致者が自らの責任を軽減する目的で、保険制度を悪用する意図があったのかどうかではなからうか。そうでないと、破産取締役の事故招致が問題となるような本件と同様のケースでは、保険金が支払われれば、結果的に常に自らの責任軽減の効果が生じてしまうので、事故招致者の意図にかかわらず常に、破産取締役の事故招致が信義則に反するとして免責とされてしまうことにならないのだろうか。重要なのはむしろ、保険制度を利用して利得を得させようとする目的・意図ではなからうか。このような目的・意図がある場合に保険者免責とすべきではないのか。

(註46) 山下、前掲「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」59頁

(註47) 吉川、前掲「破産宣告後に取締役であった者の事故招致と保険者免責」209頁は、「亡Bには、事実上危険を管理する地位にあったか否かについて、詳細に事実を認定したうえで保険者免責の可否を判断すべきであり、この点において判旨は十分に説得的であるとはいえない。」と評価する。

(註48) 笠原、前掲「火災保険の実質的被保険者の重過失事故招致による保険者免責」123頁は、前出の仙台地裁平成7年8月31日判決の評釈の中で、「保険におけるモラル・リスク対策の為にも、複数の理論が併存していることは望ましく、各事案に応じて最も使いやすいものを採用すればよい。」という。また、例えば、竹濱、前掲「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二)・完」104頁は、「自己責任主義を貫徹しても、経済的被保険者の理論を用いることにより、保険事故の頻発の防止や、あるいはそれが頻発したとしても保険者の利益保護の点で欠けることはないと考ええる。」といい、2つの理論を組み合わせることで妥当な結果を得ようとしている。

(註49) 山下、前掲「第三者による保険事故招致と保険者の免責の範囲」58-59頁

は、本件の事例について、代表者責任論、自己責任主義、実質的被保険者理論等による説明可能性を否定的に解されている。